

# 琉球大学 教授職員会ニュース 第167号

2014年10月20日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp)

## 学校教育法・国立大学法人法「改正」で 琉大の規則はどう変わるの!?

### ◎やはりきました、文科省のチェック!

みなさんご存じの通り、今年6月に、学校教育法及び国立大学法人法が改正されました。この改正で、**学問の自由・大学の自治**という私たちにとって譲れない権利が**危機的状況に曝される**ことから、教授職員会としても、改正前にはニュースでその危険性を喚起し、改正後にも、8月に開催した定期総会で「学校教育法・国立大学法人法改正に抗議する」決議を行い、反対の意思を表明してきました。

しかし、8月末に文部科学省から各大学長宛に出された通知によれば、来年4月1日の改正法施行に向けて、**各大学には、現在、「改正法の趣旨を踏まえた内部規則や運用の総点検・見直しを行うこと」が求められている**状況です。具体的には、文科省作成のチェックリストの活用を促すとともに、①12月中旬に総点検・見直しの進捗状況の調査、②改正法施行後の来年4月末に総点検・見直しの結果調査、を実施予定とのことでした。

### ◎私たち自身で、規則変更をチェックしよう

ですから、琉大当局も、まさに関連規則の総点検・見直しを行っている状況です。この規則の見直しがどのように行われ、いかなる規則が制定されるかによって、私たちの今後の教育・研究活動が大きく左右されることになりかねません。**これまで各学部教授会が、民主的な大学運営が行われるうえで果たしてきた役割を、今後も損なうことのないように、私たち自身が、しっかりと規則の変更を注視していかなければならないのです。**そこで、まず、今回の改正法について、改めて確認をしておきたいと思います。

### ◎学教法・国立大学法人法「改正」のキモは?

学校教育法の改正点は、(1)副学長の職務が、「学長の職務を助ける」から「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改正、(2)教授会の役割が、「重要な事項を審議する」ことから、いくつかの事項に限定、以上の2点です。(2)については後述します。

国立大学法人法の改正点は、(1)学長選考会議による選考基準の策定及び選考結果・選考基準の変更等の公表、(2)経営協議会委員の過半数を学外委員とすること、(3)副学長を置く場合には、副学長1名を教育研究評議会の評議員とすること、以上の3点です。2面へつづく

## ◎学部の教育研究上の案件に意見を言うだけ？

上記はすべて重要な変更ですが、中でも私たちにとって死活問題となりうる「改正」が、上述の学校教育法改正の(2)です。条文の変更は以下の通りです。

(旧) 第93条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

↓

(新) 第93条 大学に、教授会を置く。

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学、卒業及び課程の修了

2 学位の授与

3 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

文字どおり解釈すれば、教授会は、予算等の審議ができず、教育研究に関する案件に限定されます。しかも、「学生の入学、卒業、課程の修了、学位授与」は意見が言えるだけ。それ以外の教育研究上の重要事項は、「学長が必要であると認めるもの」についてしか、取り上げられません。その他には、所属部局長が権限を持つ教育研究に関する事項について審議できますが、それも部局長が求めたときだけ意見を言えるに過ぎません。つまり、教授会は、限定された事項についての単なる「諮問機関」に過ぎないものになりかねません。

## ◎もちろん、意見を言うだけではありません！

このような事態に陥らないようにするためには、教授会につき、これまでと同様の審議事項について、それが十分に尊重されることを前提とした実質的な審議が保障されるような規則としなければなりません。前述した**文科省のチェックリスト**などでは、**学長に最終決定権があることや、教授会の審議事項は「教育研究に関する事項」であること、等が明記されていますが、これらは、教授会の実質的な審議の保障と何ら矛盾するものではありません。**

そればかりか、改正の際に衆参両院がそれぞれ行った附帯決議には、ともに①「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること」、②「学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ」、「大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること」、がはっきりと謳われています。つまり、**高等教育・研究機関である以上、大学には本質的に教育や学問の自由と自治があり、教授会などでそれが発揮されることは、今回の法「改正」でも、もちろん禁止されてなどいないのです。**

琉大がこれまで以上に民主的で自主的・自律的に運営されるよう、各学部の教授会などを通じて、今回の規則見直しを注視していきましょう。教授職員会も、ニュースなどで情報を提供し、皆さんの声を集約していきたいと考えています。ぜひ皆さんの声をお寄せください。